

長崎市街路灯設置基準

1 街路灯の設置についての考え方

(1) 設置対象場所

長崎市が管理する長崎市道及び里道上へ設置することを原則とする。

ただし、2名以上が利用している個人所有の生活道路（私道）はその限りではないが、事前に申請者が土地所有者及び自治会から街路灯設置の承諾を得ることとし、承諾書を長崎市へ提出することが必要である。

なお、民家が一軒のみの場所や行き止まりの場所など、街路灯の効果が特定の通行者に限られる場所には設置しない。

国県道においては、電力会社やNTTなどの既存電柱が存在し、電柱へ街路灯が設置可能な場所についてのみ対象とする。

(2) 設置条件等

① 設置方法

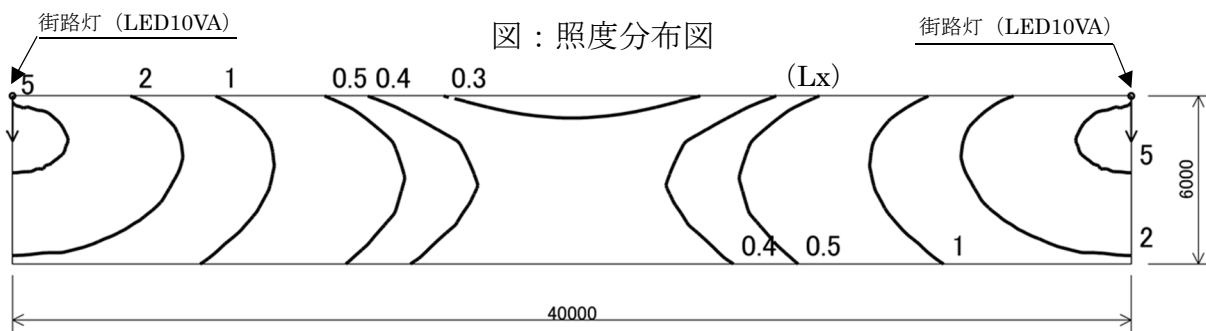
電力会社やNTTなどの既存電柱を利用し、1つの柱に街路灯を1灯設置することを原則とする。

やむを得ず電柱が存在しない場所に設置する場合は、鉄柱を建柱し設置するが、設置する場所は、柱の強度及び九州電力の規定に則り、中継の柱を介さず、20m以内で街路灯へ直接電力供給が可能な場所に限定する。

② 設置間隔

見通しのよい道路の場合、設置間隔は概ね40mを基準とする。

それ以外の場所（屈曲部など）においては、照度が概ね0.2Lx程度確保できる間隔とする。



※幅員6mの道路に街路灯(LED10VA)を40mの間隔で2灯設置した場合の照度分布としている。

※中間地点(20m)での照度は約0.3Lxとなっている。

2 街路灯の仕様

(1) 照明器具の容量及び形式

設置場所の地形や照度を勘案し、LED10VA（蛍光灯 20W 相当）または LED20VA（蛍光灯 40W 相当）のいずれかを設置する。

(2) 鉄柱の仕様

鉄柱の設置高さは現場条件に応じて地上高 4.5m 又は 5.5m の柱を設置する。

鉄柱の形状は直線タイプとし、埋め込みの深さは 1m、基礎の大きさは縦 0.3m×横 0.3m×深さ 0.5m とする。

(3) その他

電力会社との電力供給契約が定額制（公衆街路灯 A）を適用できるものを設置対象とする。

3 街路灯の管理替え

長崎市以外の管理者が所有している街路灯について、必要と認められるものに関しては、維持管理を長崎市に引き継ぐこと（管理替え）ができる。

管理替えを行うにあたっては、原則として次の条件を満たすこととし、長崎市と協議を行う必要がある。

- ① 長崎市の街路灯設置基準を満たす場所に設置されていること。
- ② 個人使用の目的で設置された街路灯でないこと。
- ③ 照明器具の種類が長崎市使用の器具と同等であること。
- ④ 照明器具や柱について、修繕が必要な状態（損傷、腐食など）でないこと。
- ⑤ 広告や看板などの添架や装飾が施されていないこと。

※スピーカーや防犯カメラなどの機材も含む。